

論文要約

いじめをめぐる子どもたちの意識と行動に関する実証的研究
—「いじめ集団の四層構造論」の批判的検討—

久保田 真功

I. 論文題目

いじめをめぐる子どもたちの意識と行動に関する実証的研究
—「いじめ集団の四層構造論」の批判的検討—

II. 論文の構成

序章 研究の課題と方法

- 第1節 本研究の目的
- 第2節 文部科学省統計に見るいじめ
- 第3節 いじめ研究の整理検討
- 第4節 本研究の分析課題と構成

第1章 学級集団特性といじめ

—教師によるいじめ予防策に着目して

- 第1節 問題の設定
- 第2節 方法
- 第3節 学級集団特性といじめの発生状況との関連に関する分析
- 第4節 まとめと考察

第2章 いじめ体験が被害者の心身に及ぼす影響

—子どもたちがいじめ被害経験を乗り越えるためには何が必要なのか?—

- 第1節 問題の設定
- 第2節 方法
- 第3節 いじめ体験が被害者の心身に及ぼす影響に関する分析
- 第4節 まとめと考察

第3章 いじめ被害者による抵抗の試み

—いじめへの対処行動の有効性に関する分析—

- 第1節 問題の設定
- 第2節 方法
- 第3節 いじめ被害者によるいじめへの対処行動に関する分析
- 第4節 まとめと考察

第4章 いじめを正当化する子どもたち

—いじめ行為の正当化に影響を及ぼす要因の検討—

- 第1節 問題の設定
- 第2節 方法
- 第3節 いじめ行為の正当化に影響を及ぼす要因に関する分析
- 第4節 まとめと考察

第5章 なぜいじめはエスカレートするのか？

—いじめ加害者の利益に着目して—

第1節 問題の設定

第2節 方法

第3節 いじめのエスカレート化に影響を及ぼす要因に関する分析

第4節 まとめと考察

第6章 いじめを傍観する子どもたち

—逸脱傾向にある子どもたちはなぜいじめを傍観するのか？—

第1節 問題の設定

第2節 方法

第3節 傍観者の被害者に対する援助抑制理由に関する分析

第4節 まとめと考察

終章

第1節 結果の要約

第2節 「いじめ集団の四層構造論」の限界と今後のいじめ研究の方向性

第3節 今後の課題

引用・参考文献

III. 論文要旨

序章 研究の課題と方法

第1節 研究の目的

本研究の目的は、いじめの渦中にある小中学生を対象とした質問紙調査をもとに、いじめをめぐる子どもたちの意識と行動について検討することを通じて、「いじめ集団の四層構造論」（森田・清永 1986）を批判的にすることにある。

「いじめ集団の四層構造論」とは、いじめを被害者と加害者の二者間の問題として考えるのではなく、「観衆」と「傍観者」とを含めた四層構造でとらえる必要がある、とする考え方のことである。「観衆」とは、「自分で直接手をくudしてはいないが、まわりでおもしろがり、ときにははやしたてることによって、燃え上がるいじめの炎に油を注ぎこむ存在」（森田・清永 [1986]1994, 49 頁）のことである。彼らはいじめ加害者にとって、いじめを積極的に認めてくれる応援者のような存在であると考えられている。「傍観者」とは、「いじめを見ながらも知らぬふりを装っている子どもたち」（森田・清永 [1986]1994, 49 頁）のことである。彼らはいじめを黙認していることから、いじめを暗黙的に支持している存在であると考えられている。

「いじめ集団の四層構造論」は、学問分野の壁を越えて数多くの調査研究の理論的枠組みとして採用されている。ただし、「いじめ集団の四層構造論」が提唱されて以降、早 40 年近くが経過している。その間、「いじめ集団の四層構造論」の課題が徐々に浮き彫りとなってくる

とともに、必ずしも「いじめ集団の四層構造論」の枠組みに収まりきらない研究（とりわけ理論的研究）も蓄積されてきた。この点に鑑みれば、あらためて「いじめ集団の四層構造論」の課題を整理検討するとともに、「いじめ集団の四層構造論」を理論的枠組みとして採用しつつも、「いじめ集団の四層構造論」とは異なる形で展開してきた研究の知見も積極的に取り入れた分析を行なうことは、今後の日本におけるいじめ研究の発展にとって必要不可欠な作業であると言えるだろう。この作業に取り組むということが、本研究を貫くテーマとなる。

また、本研究では、逸脱の社会学理論、主にはラベリング理論（Becker, H. S. 訳書 1978）の知見も採用する。具体的には、ラベリング理論における逸脱の定義にもとづき、いじめ被害者を集団内規則からの逸脱者とみなすということである。ただし、このことは、いじめの原因を被害者に求めるというわけでは決してない。ラベリング理論では、逸脱を次のように定義している。「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人々に適用し、彼らにアウトサイダーズのレッテルを貼ることによって逸脱を生み出すのである。この観点からすれば、逸脱とは人間の行為の性質ではなく、むしろ、他者によってこの規則と制裁とが『違反者』に適用された結果なのである」（Becker 訳書, 1978, 17 頁）。つまり、逸脱とは人間の行為の性質ではなく、ある行為に対する他者の反作用の結果、生み出されるものなのである。したがって、「違反者」とされた者が文字通り規則に違反したと仮定する必要は、必ずしもない。ある者が実際に規則に違反していなかった場合にも、周囲の反応次第によっては逸脱者と判断されることがあるということである。

以上を踏まえ、いじめ被害者について考えてみたい。いじめに関する先行研究を見ると、いじめを集団内におけるルールとの関係でとらえている研究は、決して少なくはない（竹川 1993, 赤坂 1995, 村瀬 1996, 森田 2010, 加野 2011 など）。これらの先行研究に鑑みれば、「いじめ被害者にも何らかの非がある」といった、いじめの原因の一端を被害者に帰する考えも、それ相応の妥当性を有しているように思えるかもしれない。

しかし、ラベリング理論における逸脱の定義を思い起こしてもらいたい。ラベリング理論によれば、逸脱とは人間の行為の性質ではなく、ある行為に対する他者の反作用の結果であった。このことに倣えば、ある子どもが集団内規則からの違反者とみなされ、いじめの攻撃対象となったからといって、その子どもが実際に集団内規則から違反したと想定する必要はない。この点について Becker は、「セレクトティブ・サンクション」という言葉を用いて説明している。「セレクトティブ・サンクション」とは、警察官が“誰に対して法を執行するのか”という点において自由裁量の余地があること、すなわち選別的な方法で法を執行している可能性を強調するものである。

また、Becker, H.S.（訳書 1978）は、「法的規則は、当然、精密でしかも多義的でない規則であることが多い。これに対して、インフォーマルで慣習的な規則は、あいまいで多様な解釈のほどこされる余地を大きく残している場合が多い」（195 頁）としている。こうした Becker の指摘に鑑みれば、子ども間のインフォーマルな集団内規則の執行は、法的規則以上に選別的になされる可能性が極めて高いと言えるだろう。つまり、いじめ被害者は、いじめ加害者の画策によって意図的に作り出されている可能性が高いということである。

このような考えのもと、本研究では、ラベリング理論の知見にもとづき、いじめ加害者によっていじめ被害者が作り出されるメカニズムについても検討することとする。それにより、

「いじめ集団の四層構造論」の理論的枠組みを採用しつつも、「いじめ集団の四層構造論」について批判的に検討することが可能となろう。「いじめ集団の四層構造論」を批判的に検討するということは、「いじめ集団の四層構造論」を完全に否定し、それとは全く異なる新たな理論的枠組みを提示するということではない。「いじめ集団の四層構造論」の有効性を認めつつも、その課題を整理・検討することを通じて得られた知見をもとに、「いじめ集団の四層構造論」において見逃されていた点を明らかにするとともに、「いじめ集団の四層構造論」の限界を示す、ということである。そのことにより、今後のいじめ研究の方向性を見定めることが可能になると考えられるからである。日本におけるいじめ研究（とりわけ調査研究）は、「いじめ集団の四層構造論」という強固な枠組みに囚われるあまり、自由さを欠き、半ば停滞状態にあると言えるのではないだろうか。本研究は、このような状態に少しでも風穴を開けることを目指している。

なお、調査研究を量的研究と質的研究に2つに分けた場合、本研究は前者の量的研究に位置づけられる。その一方で、ラベリング理論にもとづく研究の多くは、質的研究に分類される。確かに、量的研究においてラベリング理論の知見を用いるのには、自ずと限界がある。量的研究では、人々の相互作用のプロセスを丹念に見ることは極めて困難だからである。ただし、ラベリング理論の知見を仮説に盛り込んだ分析を行ったり、分析結果の解釈や考察に用いたりすることは可能であるとともに、これまでのいじめ研究の枠組みから抜け出し、あらたな知見を導き出すためにも必要であると考え。本研究では、これまで個別に行われがちであった量的研究と質的研究との架橋も目指している。

第2節 文部科学省統計に見るいじめ

本節では、文部科学省（以下、文科省）によるいじめ統計の時系列的推移について社会学的考察を行った。具体的には、文科省のいじめ統計が子どもたちのいじめの実態以外の要因の影響を非常に強く受けるという認識のもと、文科省のいじめ統計を左右する要因について検討した。このような着想の手がかりとなったのが、**Seidman, D. and Couzens, M. (1974)**の研究である。この研究では、ラベリング理論における「セレクトィブ・サンクション」の具体的様相を検討するために、犯罪統計が実際に行われた犯罪数以外の要因（コロンビア特別区の警察署長に **Wilson** が就任したことにより、「犯罪の格下げ」が急激に増加したこと）にも大きく影響されることを明らかにしている。この研究に倣い、文科省のいじめ統計もいじめの実態以外の要因の影響を受けると考え、文科省のいじめ統計を左右する要因について検討することとした。文科省のいじめ統計を左右する要因としては、①調査方法の変更、②文部省の指導、③いじめの社会問題化、④いじめ防止対策推進法の成立、という4つを取り上げた。また、いじめ件数急増の根源的な要因がいじめの社会問題化であることを指摘した。いじめの社会問題化以外の3つの要因は、いずれもいじめの社会問題化によって引き起こされた文科省（文部省）の反応だからである。

第3節 先行研究の整理検討と本研究の課題と構成

本節では、いじめ研究の整理検討を行った。その際、日本のいじめと海外のいじめとは、現象面や対策などの面で大きく異なる（**Farrington 1993**, **森田監修 2001**, **Smith, P. K. 訳**

書 2016 など) ことを踏まえ、日本のいじめ研究に照準を合わせた。また、日本のいじめ研究の大半は、社会構築主義的研究と実態主義的研究に大別されることを踏まえ、それぞれの研究について概観した。

まずは、社会構築主義的研究についてである。社会構築主義の嚆矢である Spector と Kitsuse (訳書 1992) は、社会問題を「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動である」(119 頁) と定義している。そして、社会問題の理論の中心課題を「クレーム申し立て活動とそれに反応する活動の発生や性質、持続について説明することである」(119 頁) としている。このような理論的立場のもと、社会構築主義的立場にもとづく研究では、主にいじめの社会問題化のプロセスとその問題点について検討してきた。これらの研究は、次の 2 つに分けることができる。1 つは、言説によって社会的現実が作られる、という立場のもと、いじめの社会問題化に伴って生まれた支配的な言説 (ドミナント・ストーリー) が人々にもたらす影響に着目した研究である (山本 1996, 間山 2002, 伊藤 2014, 北澤 2015, 北澤・間山編 2021, 元森 2015 など)。もう 1 つは、ある事柄が「いじめ」と認定される以前の当事者のリアリティに着目した研究である (越川 2017, 梅田 2018 など)。

次に、実態主義的研究についてである。実態主義的研究は、社会構築主義的研究とは異なり、いじめが実態として存在することを前提とする。日本におけるいじめ研究の大半は、この立場に属する。これらの研究は学問分野の壁を越えて広く行われているため、研究論文に限ってもその数は膨大となる。そこで、実態主義的研究については、次の 3 つの問いに着目した研究に照準を合わせることにした。第 1 に、「いじめとは何なのか」という問いである。この問いを踏まえずして、いじめについて議論したり研究したりすることはできないからである。第 2 に、「いじめはなぜ生じるのか」という問いである。この問いは研究上の大きな課題であるとともに、それを明らかにすることなくして実効性のあるいじめ対策を講じることは極めて困難であるからである。第 3 に、「いじめ被害経験は子どもの心身にどのような影響を及ぼすのか」という問いである。いじめは子ども間の問題行動であると考えられているからこそ、研究されている。「問題」としてあげられていることは数多くあるが、なかでも、いじめ被害経験が子どもの心身に深刻な影響を及ぼすことは、とりわけ重要な問題であると言っても差し支えないであろう。

第 1 に、「いじめとは何なのか」という問いにもとづく研究についてである。まずは、研究者のいじめの定義を整理した (森田・清永 1986, 竹川 1993, 菅野 1986, Olweus 訳書 1995, 内藤 2009)。加えて、文科省がいじめの定義を三度変更したことと、そのことに対する研究者の批判 (芹沢 2007, 間山 2011) を整理した。

次に、いじめ行為の分類に着目した研究を紹介した (森田・清永 1986, 内藤 2009, 住田 2007, 藤田 1997)。

第 2 に、「いじめはなぜ生じるのか」という問いにもとづく研究についてである。まずは、いじめの発生要因に関する諸仮説を整理した。滝 (1992) は、いじめの発生要因に関する諸仮説を次の 5 つにまとめている。一つ目は、「(被害者・加害者の) 性格原因仮説」である。二つ目は、「(被害者の心理的特徴等による) 機会原因仮説」である。三つ目は、「(加害者の) 不適応原因仮説」である。四つ目は、「(加害者の) 規範意識欠如仮説」である。五つ目は、「(目撃者による) 煽動仮説」である。

これら5つの原因仮説にもとづく研究は、同時併発的に着手されたわけではなく、一連の流れをもって展開してきた。いじめ研究が行われた当初、「(被害者・加害者の)性格原因仮説」にもとづく研究が比較的多く見られた(文部省 1984, 託摩 1984, 山崎 1985, 杉原ほか 1986 など)。しかし、このような仮説にもとづく研究は、近年ではほとんどなされていない。それは、「性格原因仮説」が主には次のような問題をはらんでいるからである。一つ目の問題は、「性格原因仮説」では、いじめ役割の流動性を説明することができない、ということである。二つ目の問題は、被害者に何らかの特徴が認められたところで、それがいじめの原因なのか結果なのかを判別することはできない、ということである。三つ目の問題は、被害者にもいじめられる原因があるという考えは、加害者によるいじめ行為の正当化を容易にしまう、ということである。「性格原因仮説」は、これらの問題をはらんでいたことに加え、文部省(1986)は「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との認識に立つことの重要性を訴えた。そのため、近年では「性格原因仮説」にもとづく研究はほとんど見られず、被害者については「(被害者の心理的特徴等による)機会原因仮説」が、加害者については「(加害者の)不適応原因仮説」がそれぞれ支持されている。

また、今日では、いじめは被害者や加害者といったいじめの当事者だけの問題ではなく、学級集団全体のあり方を問われる問題であるとする考えが主流となっている。このような考え方の転換がなされる上で重要な役割を果たしたのが、「いじめ集団の四層構造論」(森田・清永 1986)である。「いじめ集団の四層構造論」が提唱されて以降、学級集団といじめとの関連について検討した研究が数多くなされるようになった。

そこで、次に学級集団といじめとの関連に着目した研究を概観することとした。学級集団といじめとの関連については、次の2つを検討する必要がある。1つは、学級集団が本来的に備えている特質といじめとの関連である。もう1つは、個々の学級集団によって異なる雰囲気や特性といじめとの関連である。前者を検討した研究としては、竹川(1993)や柳(2005)、内藤(2001・2007・2009)を紹介した。後者を検討した研究としては、高木(1986)や滝(1996)、河村・武蔵(2008)、黒川・大西(2009)を紹介した。

第3に、“いじめ被害経験は子どもの心身にどのような影響を及ぼすのか”という問いにもとづく研究についてである。いじめ体験が被害者の心身に及ぼす影響を実証的に検討した研究として、坂西(1995)や香取(1999)、森本(2004)を紹介した。

第4節 本研究の分析課題と構成

本研究は、社会構築主義的研究の重要性を認めつつも、実態主義的立場にもとづき、いじめについて検討する。社会構築主義的研究の意義としては、いじめの社会問題化に伴い、いじめに対する見方・考え方などが一元的なものに収斂していくなか、そのことの問題点を提起する、ということがあげられよう。例えば、「いじめ」と「自殺」とを直接結び付ける言説が生まれ、そのことがかえって「いじめ」を苦しめている子どもの自殺を後押ししてしまう、などは社会構築主義的研究が導き出した極めて重要な知見であると言えよう。また、「いじめを客観的に把握することができる」という一見常識的な考え方に対して、ある現象を「いじめ」と判断することは必ずしも容易ではないことを、子ども間の相互作用や教師と子どもとの相互作用、教師を対象としたインタビュー、裁判記録などから検討し、「いじめ」以外の語り方(例えば、子ども

も間のトラブルなど) もあり得る現象を「いじめ」と単純化して語ることの暴力性を浮き彫りにすることも、社会構築主義的研究が得意とするところである。

しかし一方で、ある現象を「いじめ」と同定しないことには、子どもたちに降りかかる不当な暴力を問題化し、そうした不当な暴力に苦しむ子どもたちを積極的に守ろうとする動きが社会のなかで生まれにくい、という事実にも目を向ける必要があるだろう。いじめが実態として存在することを前提とし、いじめの発生メカニズムやいじめを解決・防止するための対策などについて検討する実態主義的研究の意義は、子どもたちに降りかかる不当な暴力を「いじめ」という形で可視化させることにより、その解決や予防の糸口を示すことにあると言える。そのため、実態主義的研究がその真価を最大限に発揮した場合、「いじめ」に苦しむ子どもたちを保護することが可能になるとともに、学校(学級)を子どもたちにとって今まで以上に安全・安心な場へと転換させることも可能となるであろう。本研究が実態主義的立場に身を置くのは、こうした実態主義的研究の可能性を引き出すことに少しでも貢献したいと考えているからに他ならない。

実態主義的研究の多くは、理論的枠組みとして「いじめ集団の四層構造論」を採用している。また、「いじめ集団の四層構造論」の妥当性を示す結果も多数報告されている。ただし、「いじめ集団の四層構造論」に課題がないわけでは決していない。

本節では、「いじめ集団の四層構造論」の課題について検討し、本研究の分析課題を明確化することとした。「いじめ集団の四層構造論」の課題としては、次の3つがあげられる。

第1に、いじめ被害者をいじめに対して無力で無抵抗な受動的存在とみなす傾向にあった、ということである。しかし、いじめ被害者の手記などを見ると、いじめ被害者は必ずしもいじめに対して無力で無抵抗な受動的存在ではなく、いじめに対して様々な形で抵抗を試みる能動的な存在であることがわかる(週刊少年ジャンプ編集部編 1995など)。

第2に、学級集団の影響を強調するあまり、いじめ加害者への着目が不十分であった、ということである。当然のことながら、いじめは加害者がいないことには成立しない。そのため、いじめ加害者に着目した研究を行うことは、必要不可欠な作業であると言えよう。

第3に、いじめ傍観者に対する過度の期待が見られる、ということである。「いじめ集団の四層構造論」では、いじめ傍観者がいじめ抑止のキーパーソンと考えられている。これまでいじめを黙って見ていた者が、いじめを止めに入る仲裁役になるなど、いじめ被害者を何らかの形で援助することによって、いじめは解消の方向に向かうと考えられたからである。しかし、実際のいじめ場面において、“いじめ被害者を何らかの形で助けようとする子どもたちはどの程度いるのか”、また、“いじめ被害者を助けることが難しいとしたなら、それはなぜなのか”といったことは必ずしも明らかとなっていない。

本研究では、「いじめ集団の四層構造論」を理論的枠組みとしつつも、これらの課題の克服を中心的なテーマとしている。以下では、本研究の構成を紹介することとしたい。

第1章では、学級集団特性といじめとの関係について検討を行う。日本のいじめについて考えるにあたり、学級集団といじめとの関係について検討することが必要不可欠となる。先述したように、日本のいじめの特徴は学級における狭い対人関係のなかで生じるという点にあるからである。このことは、日本における多くの研究で「いじめ集団の四層構造論」が理論的枠組みとして採用されていることと決して無関係ではないだろう。「いじめ集団の四層構造論」

では、いじめを学級集団レベルの問題として捉えているからである。本章では、学級集団特性といじめとの関係について、教師のいじめ予防策の実施状況に着目した分析を行なう。先行研究でも、学級集団特性といじめとの関連については検討されているものの、教師に着目した研究は少ない。このような状況のなか、高木（1986）は、学級集団特性といじめとの関係について検討するにあたり、教師のリーダーシップに着目した分析を行なっている。ただし、分析に採用されている教師のリーダーシップに関する変数は、生徒の認知にもとづくものであり、教師に直接尋ねた結果得られたものではない。その一方で、本章で使用する教師のいじめ予防策の実施状況に関するデータは、学級担任教師を対象とした質問紙調査の結果得られたものとなっている。

第2章では、いじめ体験が被害者の心身に及ぼす影響について検討を行う。この点については先行研究でも検討されているものの、先行研究には次のような問題点がある。第1に、青年を対象とした回顧調査が多い、ということである。第2に、“被害者がいじめによる心の傷を回復するためには具体的にどのようなことが必要とされるのか”ということについての実践上の示唆が乏しい、ということである。そこで、本章では、いじめの渦中にある小学生を対象とした質問紙調査をもとに、いじめ体験が被害者の心身に及ぼす影響について検討することとした。また、“被害者が過去のいじめ体験を克服する手掛かりは、現在（調査当時）の学級における人間関係にあるのではないか”との仮説のもと、学級集団特性に着目した分析を行なうこととした。

第3章から第6章については、先述した「いじめ集団の四層構造論」の課題を克服することを企図した内容となっている。第3章では、被害者の能動性に着目した分析を行なう。ここでの主要な問いは、“被害者のいじめへの対処行動は、いじめの解決において有効なのか？”というものである。

第4章および第5章では、加害者に着目した分析を行なう。第4章での主要な問いは、“加害者によるいじめ行為の正当化に影響を及ぼす要因は何なのか？”というものであり、第5章での主要な問いは、“加害者の私的利害は、いじめのエスカレート化にどのような影響を及ぼすのか？”というものである。

第6章では、傍観者（観衆を含む）に着目した分析を行なう。ここでの主要な問いは、“子どもたちはなぜいじめを黙って見ているのか？”というものである。

終章では、各章で明らかとなったことをあらためて整理するとともに、本研究の課題と限界について述べ、本研究を締めくくるとしてたい。

また、ラベリング理論の知見が各章にどのように生かされているのか、という点についても述べておきたい。各章に共通しているのは、ラベリング理論にもとづく、いじめ被害者観である。そのいじめ被害者観とは、“いじめ被害者をいじめ加害者によるインフォーマルな集団内規則の選別的な執行により意図的に作り出された者とみなす”というものである。このようないじめ被害者観を採用することにより、いじめを集団内におけるルールとの関係でとらえている研究との整合性をとりつつも、いじめの原因を被害者に求めるという考えを明確に退けることができる。

このようないじめ被害者観はすべての章に共通しているが、ラベリング理論の知見が色濃く採用されているのは、第3章と第5章である。第3章では、いじめ被害者がいじめ加害者に

よって様々な否定的ラベル（「バイキン」「ブタ」など）を付与される一方で、そのことに黙って従うだけの受動的存在であるとは限らないことを示す。

第5章では、ラベリング理論における「セレクトティブ・サンクション」の考えにもとづき、いじめ加害者がどのような私的利害により集団内規則の執行に至るのか、という点に着目した分析を行う。

なお、本研究は、次の3つの調査によって得られたデータを分析した結果にもとづいている。第1に、2002年2月に小学生（4年生から6年生）および学級担任教師を対象に実施した質問紙調査である（以下、2002年調査）。小学生を対象とした調査では、「いじめ集団の四層構造論」を構成するメンバー、すなわち、被害者、加害者、観衆、傍観者それぞれの経験者に対して問いを設定した。本調査の分析結果にもとづく章は、第1章から第4章である。

第2に、2011年12月に中学生（1年生と2年生）を対象に実施した質問紙調査である。この調査は、いじめ加害経験者に特化した内容となっている。この調査では、2002年調査には含まれていなかった、いじめを続けていくなかでの加害者の心情の変化に関する項目やいじめの実態面での変化に関する項目などをあらたに設けている。本調査の分析結果にもとづく章は、第5章である。

第3に、2009年12月に中学生（全学年）を対象に実施した質問紙調査である。この調査は、いじめ傍観者に特化した内容となっている。この調査では、2002年調査には含まれていなかった、いじめを目撃した当時の生活の様子に関する項目などをあらたに設けている。本調査の分析結果にもとづく章は、第6章である。

第1章 学級集団特性といじめ

—教師によるいじめ予防策に着目して—

本章の目的は、小学生および学級担任教師を対象とした質問紙調査をもとに、学級集団特性といじめとの関係について検討することにある。その際、学級担任教師のいじめ予防策の実施状況に着目した。

分析を行った結果、①いじめの少ない学級では多い学級に比べ、子ども間の協力性の度合いが高いこと、②いじめ予防策の実施率の高い学級では低い学級に比べ、子ども間の親和性や協調性の度合いが高いこと、などが明らかとなった。

これらの結果は、教員のいじめ予防策への取り組みが学級集団特性を経由して間接的にいじめの抑制につながっていることを示唆している。また、子ども間の協力性という因子を構成する項目は、いずれも特別活動（学級活動や学校行事）に関連する項目であった。このことに鑑みれば、特別活動の機会を通じて子ども間の協力性を育むことが、いじめの起きにくい学級づくりにおいて極めて重要であると言える。

本章により、学級集団特性といじめの発生状況との密接な関連が、あらためて確認された。この結果は、「いじめ集団の四層構造論」の妥当性を示唆している。加えて注目すべきは、教室におけるいじめを防止する上で教師が果たし得る役割が示された、ということである。この点については「いじめ集団の四層構造論」において十分に検討されていないため、本章の意義は「いじめ集団の四層構造論」の妥当性の再確認に留まらない、と言えよう。

次章以降では、「いじめ集団の四層構造」を成り立たせる子どもたち（いじめ被害者、いじ

め加害者、観衆、傍観者）それぞれに着目した分析を行なうこととしたい。

第2章 いじめ体験が被害者の心身に及ぼす影響

—子どもたちがいじめ被害経験を乗り越えるためには何が必要なのか?—

本章の目的は、小学生を対象とした質問紙調査をもとに、いじめ体験が被害者の心身に及ぼす影響について検討することにある。

分析を行った結果、①被害者は、自尊心低下や活動意欲の低下、情緒不安などを訴えていること、②被害者にはいじめ体験を前向きにとらえようとする傾向も見られること、③被害者が過去のいじめ体験を克服する上で、現在の学級集団への適応、とりわけ対人関係面での適応が大きな鍵となること、などが明らかとなった。

この結果については、次のような解釈が可能である。いじめの多くは仲の良い子どもたちの間で生じる（森田ほか編 1999 など）ということもあり、いじめられることは子どもたちにとって大きな苦痛となる。しかし、その後、新しい学級に所属し、その学級のメンバーに受け入れられることによって、子どもたちは心理的安定を得るとともに自信を取り戻し、過去のいじめられた体験に前向きに向き合える（「嫌な体験ではあるが、そこから何か学ぶことができたのではないか」と思える）ようになっているのではないだろうか。この解釈が妥当であれば、子どもたちの心の傷を癒す上で、スクールカウンセラー以上に学級を受け持つ教師の役割、そのなかでも学級集団づくりが極めて重要であると言えよう。

ただし、学級集団への適応をいじめ被害経験のある子どもたち個々人の力に委ねるだけでは、事態の好転は見込めないであろう。その場合、過去のいじめ被害経験に苦しむ子どもたちに、学級集団への適応という新たな負担を背負わせることになり、子どもたちをこれまで以上に追い込むことにもなりかねないからである。

重要なのは、いじめ被害経験のある子どもたちを受け持つ学級担任教師の役割である。その役割とは、次の2つである。1つは、学級集団づくりに力を入れることにより、いじめ被害経験のある子どもたちが過ごしやすい環境を学級に醸成することである。もう1つは、教師が過去にいじめられた経験のある子どもを学級に受け入れることになった場合、彼らと継続的にコンタクトをとっていくなかで彼らの様子を見守っていくとともに、事態が深刻であると判断された場合には、協働的な指導体制を確立するなどして、適切な対応を講じることである。学級担任教師がこれらの役割を果たすことにより、いじめ被害経験のある子どもたちの学級集団への適応は促進されるとともに、子どもたちが過去のいじめ被害経験を乗り越えるための「自己物語（self-narrative）」を紡ぐことも可能になると推察される。

本章により、学級集団のあり様がいじめの発生を左右するだけでなく、いじめ被害者の心の傷の回復をも左右することが明らかとなった。このことは、「いじめ集団の四層構造論」では見過ごされてきたことである。

続く第3章では、第2章と同様にいじめ被害者に着目した分析を行なう。ここでは、「いじめ集団の四層構造論」において想定されてきた、いじめに対して無力で無抵抗な受動的いじめ被害者像について批判的な検討を行う。

第3章 いじめ被害者による抵抗の試み

—いじめへの対処行動の有効性に関する分析—

本章の目的は、小学生を対象とした質問紙調査をもとに、被害者のいじめへの対処行動を、他者によって付与された否定的ラベルへの抵抗の試みととらえ、このような試みがどのような点で有効性を持つのか、という点について検討することにある。いじめ被害者による否定的ラベルへの反応類型については、宝月（1990）を参照する。宝月によれば、逸脱ラベルを付与されることによって生じるアイデンティティ乖離という問題に対する適応類型は、大別して「受容」と「拒絶」という2つがある。「受容」とは、「他者が彼に想定する逸脱者としてのアイデンティティを受け入れ、それに自らを適応させていくこと」（宝月 1990, 121 頁）である。「受容」はさらに、「自認」と「黙従」という2つに区分される。「自認」とは、「レイベリングを契機にして、自己に踏ん切りをつけるために積極的に、逸脱者としてのアイデンティティを自らも確立しようとする場合」（宝月 1990, 121 頁）であり、「黙従」とは、「レイベリングに抵抗し難い無力感を感じ、あきらめの境地から消極的にそれに従う場合」（宝月 1990, 121 頁）である。

また、「拒絶」とは、文字通り、逸脱者としてのアイデンティティを拒絶するという適応様式である。「拒絶」もまた、「消去」と「交換」という2つに区分される。「消去」とは、逸脱者としてのアイデンティティを払拭しようとする試みであり、積極的なものと消極的なものとに分けられる。積極的なものは、共同体にとどまり、他者が彼に想定するアイデンティティを「修正」しようとする適応様式である。消極的なものは、共同体を離れ、別の社会で新たな生活を営もうとする「逃避」という適応様式である。

さらに、「交換」とは、「他者が彼に想定するアイデンティティを別のアイデンティティに取り換えようとする行動」（宝月 1990, 121 頁）である。「交換」もまた、積極的なものと消極的なものとに分けられる。積極的な「交換」の例は、「他者は彼を逸脱者と想定するが、自分のアイデンティティに本当にふさわしいものは、単なる逸脱者ではなくて、むしろ既存の社会制度に異議を申し立て、価値の転換を旨とする私心のない非同調者である」との主張に見られる。消極的な「交換」とは、逸脱者としてのアイデンティティから逃れられないと考え、「よりましなアイデンティティ」との交換をはかる試みである。

「いじめ集団の四層構造論」では、これらの適応様式のうち、いじめ被害者を「受容」、とりわけ「黙従」という反応様式をとる存在と見なしていると言えよう。

分析を行った結果、①いじめ被害者の大半は、付与された否定的ラベルを「修正」しようとする試みること、②いじめ被害者の対処行動はいじめ終結の契機にはなり得ても、いじめの早期解決に直接には結びつかないこと、などが明らかとなった。

これらの結果は、「いじめ集団の四層構造論」が想定したいじめ被害者像とは異なり、いじめ被害者がいじめに対して様々な形で抵抗を試みる能動的な存在であることを示唆している。その一方で、いじめ被害者によるいじめへの抵抗の試みについては、それだけでいじめの解決をもたらすことは決して容易ではなく、限界があることも物語っている。海外では、いじめ被害者のなかには自己主張のスキルが弱い者が一定数いるとの認識のもと、子どもたちに自己主張の訓練を施すことによっていじめを防止しようとする取り組みが見られるとともに、その効果も報告されている（Smith, P. K. 訳書 2016, Smith, Peter. K. and Sharp, Sonia (Eds)

訳書 1994 など)。ただし、本章の結果は、自己主張スキルに代表されるようなソーシャルスキルの向上だけでは被害者の身の安全を守ることは難しいことを示している。この点については、海外におけるいじめと日本におけるいじめとの現象面の違いや文化の違い（「自己主張できることが評価される文化なのかどうか」など）も考慮する必要があるだろう。

続く第4章および第5章では、いじめ加害者に着目した分析を行なう。「いじめ集団の四層構造論」では学級集団の影響を過度に強調した結果、いじめ加害者への着目が不十分であったという課題が見られる。しかし、当然のことながら、いじめ加害者がいないことには、いじめは成立しない。そのため、学級集団の重要性を担保しつつも、学級集団のあり様といじめ加害者とがどのような関係にあるのかということを知る作業は、必要不可欠であると言えよう。

第4章 いじめを正当化する子どもたち

—いじめ行為の正当化に影響を及ぼす要因の検討—

本章の目的は、小学生を対象とした質問紙調査をもとに、加害者によるいじめ行為の正当化に影響を及ぼす要因について検討することにある。いじめ行為を正当化するための理由については、犯罪社会学者である Sykes, G. M. と Matza, D. の「中和の技術 (Techniques of Neutralization)」を参考にする。

Becker のラベリング理論と Matza (1964) のドリフト理論とが併存可能なのか、という点については、それを疑問視する声が大きいためであろう。ラベリング理論は社会的相互作用に力点を置く逸脱理論である一方で、ドリフト理論は社会構造に力点を置く逸脱理論であるために、双方の理論で逸脱の定義や発生メカニズムに関する説明は大きく異なるからである。

しかしその一方で、ラベリング理論では、法的規則の執行が選別的になされる可能性を指摘しており、執行者の私利私欲が執行を必然的に行っていると見なしている。この指摘に鑑みれば、いじめ加害者は何らかの私利私欲にもとづいていじめ被害者を意図的に作り出そうとしているが、そのためには周囲の理解を得る（例えば、「あいつはいじめられても仕方のない人間なんだ」と周囲に納得させるなど）必要があるため、いじめ行為を何らかの形で正当化する必要があるのではないかと考えられる。このように考えると、ラベリング理論とドリフト理論とを併存させる必要はなく、ラベリング理論に依拠しつつ、加害者によるいじめ行為の正当化のあり様を知る手掛かりとして「中和の技術」を用いることは可能であると考えられる。

分析を行った結果、①加害者にはいじめの原因を被害者に帰す傾向や、被害者に与えた被害を低く見積もる傾向などが認められること、②「加害者・観衆の人数」などがいじめ行為の正当化に影響を及ぼすこと、などが明らかとなった。「加害者・観衆の人数」は集団のいじめへの許容度をあらわしていると考えられるため、集団のいじめへの許容度が増した場合に、いじめ行為の正当化は容易になると推察される。

これらの結果は、学級集団のあり様が加害者によるいじめ行為の正当化を促進ないしは抑制する可能性を示唆しているとともに、“学級集団のあり様といじめの発生状況とがなぜ密接に関連しているのか”という問いに対する1つの回答を提示していると言えるだろう。

続く第5章では、第4章と同様にいじめ加害者に着目した分析を行なう。ここでは、いじめ加害者の私利私欲の具体的な内実を迫るとともに、それがいじめのエスカレート化にどのような影響を及ぼしているのかという点について分析を行なう。

第5章 なぜいじめはエスカレートするのか？

—いじめ加害者の利益に着目して—

本章の目的は、中学生を対象とした質問紙調査をもとに、いじめ加害者がいじめによって得られる利益に着目し、いじめをエスカレートさせる要因について検討することにある。先述したように、本研究では、ラベリング理論の知見にもとづき、いじめ加害者は何らかの私的利害により集団内規則を選別的に行使し、いじめ被害者を意図的に作り出すという立場をとっているからである。そのため、“いじめ加害者の私的利害とはそもそもどのようなものなのか”、また、“いじめ加害者の私的利害は、いじめのエスカレート化にどのような影響を及ぼしているのか”という2つの問いを明らかにすることが、本章の中心的な分析課題となる。

日本におけるいじめに関する調査研究の多くは、「いじめ集団の四層構造論」を理論的枠組みとしている。その一方で、近年では主に理論的研究において、「いじめ集団の四層構造論」とは幾分重なりつつも異なる形でいじめの発生メカニズムを説明しようとする試みがなされている（内藤 2001・2007, 2009, 森口 2007, 土井 2008 など）。これらの研究は、いずれもいじめ加害者の私的利害（「いじめを行うことによって全能感を得る（内藤 2001・2007, 2009）」、「いじめを行うことによって集団内で高いポジションを得る（森口 2007）」、「互いのまなざしをいじめ被害者へと集中させ、自分たちの関係から目をそらせることにより、『優しい関係』に孕まれる対立点の表面化を避ける（土井 2008）」）に着目しているという点において共通している。ただし、これらの研究は、仮説としてのもっともらしさがあるものの、その妥当性を示す実証的証拠に乏しいという課題がある。

そこで本章では、内藤・森口・土井の議論を踏まえて、いじめ加害者の私的利害に関する項目を作成することとした。加えて、大学生を対象とした予備的調査を実施し、いじめ加害経験があると回答した者に対して、“いじめをした理由”や“いじめを続けていくなかでの気持ちの変化”について自由記述の形で回答してもらい、その結果をもとに項目を作成した。

分析を行った結果、①いじめを続けていくなかでの加害者の心情の変化には、「いじめへの後悔」（いじめをすることに罪悪感や情けなさ、不安を抱くようになる）と「利益の発生」（いじめが楽しくなったり、被害者を服従させることで気分がよくなったり、加害者同士で連帯感を感じるようになる）という2つの側面があること、②加害者が女性の場合よりも男性の場合においていじめがエスカレートしやすいこと、③「異質」な者を排除することを目的としたいじめや、被害者を制裁することを目的としたいじめ、被害者の属性とはおよそ無関係な身勝手な理由によって行われる遊びや快楽を目的としたいじめは、エスカレートしやすいこと、④加害者がいじめをすることによって得られる利益を実感するようになった場合に、いじめはエスカレートしやすいこと、⑤加害者が自身の所属するクラスに対して否定的なイメージを抱いている場合に、様々な理由にもとづくいじめが行われるとともに、加害者がいじめをすることによって得られる利益を実感するようになること、などが明らかとなった。

これらの結果は、主には次の2つの意味において重要な知見である。1つは、いじめのエスカレート化の問題を考えるにあたり、いじめの口実や加害者の私的利害に着目することの重要性を示唆しているということである。もう1つは、学級集団のあり様が、加害者側に様々ないじめの口実を与えるきっかけとなるとともに、いじめをすることの利益を実感させるきっかけとなる可能性を示唆しているということである。これら2つのことは、いじめについて考

えるにあたり、「いじめ集団の四層構造論」に見られるように学級集団の影響を過度に強調するだけでは不十分であることを物語っている。今後は、加害者という「個人」と学級集団という「集団」とを統合したモデルにもとづいて分析を行なう必要がある。それにより、いじめの発生メカニズムの内実により一層迫ることが可能になると考えられるからである。

続く第6章では、傍観者（観衆を含む）に着目した分析を行なう。「いじめ集団の四層構造論」では、傍観者がいじめ抑止のキーパーソンと考えられている。これまでいじめを傍観していた者がいじめを直接止めに入る仲裁役となったり、いじめ被害者を助けるために何らかの援助行動をとったりすることで、いじめは解消の方向に向かうと考えられたからである。しかし、“実際のいじめ場面において、子どもたちがそのような望ましい行動をとるのか”、また、“とらない（とれない）としたらなぜなのか”、ということは、必ずしも明らかとなっていない。第6章では、これら2つの問いについての検討を行う。

第6章 いじめを傍観する子どもたち

—逸脱傾向にある子どもたちはなぜいじめを傍観するのか?—

本章の目的は、中学生を対象とした質問紙調査をもとに、子どもたちがいじめを傍観する理由を検討することにある。この点について検討するにあたっては、子どもたちの普段の学校生活、より具体的には“教師に反感を抱いていること”や“非行傾向にあること”に着目する。このことにより、子どもたちがいじめに対して望ましい行動をとるためにはどのような働きかけが必要なのか、という生徒指導上の課題の一端を明らかにすることができるからである。

分析を行った結果、①いじめを目撃した際の行動として最も多いのは、「様子を見ていた」「見て見ぬふりをした」「なにもしなかった」といった傍観的行動であったこと、②いじめ傍観理由としては、「被害者を多少なりとも助けてあげたいと思いつつも、自分が新たな標的となるのが怖いから」と考えている者が多い一方で、「被害者にも非があるから」と考えている者も多いこと、③教師への反感を抱いている子どもたちは、「被害者にも非があるから」という理由や「いじめを見るのが楽しい・面白いから」という理由からいじめを傍観する傾向にあること、④非行傾向にある子どもたちは、「いじめを見るのが楽しい・面白いから」という理由からいじめを傍観する傾向にあること、などが明らかとなった。

これらの結果より、一口に傍観者といっても彼らは決して一枚岩ではなく、いじめを傍観している理由は多様であるため、いじめ傍観者が「いじめ集団の四層構造論」で期待されているような行動をとることは、それほど容易なことではないと言える。また、注目すべきは、教師に反感を抱いている場合や非行傾向にある場合、子どもたちは悪質な理由からいじめを傍観する傾向にあるということである。このことは、教師が子どもたちに「いじめを傍観することは、いじめに加担することだ」といくら強く訴えたとしても、子どもたちが教師を信頼していない場合や非行傾向にある場合、そのような訴えは子どもたちの心に決して響かないことを示唆している。そのため、教師が子どもたちにいじめに対する望ましい行動を期待するのであれば、普段から各々の子どもたちとの関係の構築に努めるとともに、いわゆる「ヤンチャな子どもたち」（知念 2018）を問題児として簡単に切り捨てるのではなく、彼らと関わり続けていくことが求められよう。

終章

本研究の目的は、いじめの渦中にある小中学生を対象とした質問紙調査をもとに、いじめをめぐる子どもたちの意識と行動について検討することを通じて、「いじめ集団の四層構造論」（森田・清永 1986）を批判的に検討することにあつた。ただし、本研究の狙いは、「いじめ集団の四層構造論」の有効性を追認することでは決してなかつた。「いじめ集団の四層構造論」が提唱されて以降、かなりの年月が経過していることを踏まえ、「いじめ集団の四層構造論」の課題を整理・検討することを通じて得られた知見をもとに、「いじめ集団の四層構造論」において見逃されていた点を明らかにするとともに、「いじめ集団の四層構造論」の限界を示すことにあつた。そのことにより、今後のいじめ研究の方向性を見定めることが可能になると考えたからである。

また、本研究では、上記の目的を達成するにあたり、ラベリング理論（Becker, H. S. 訳書 1978）の知見も採用した。具体的には、ラベリング理論における逸脱の定義にもとづき、いじめ被害者を集団内規則からの逸脱者とみなした。その主たる理由は、次の通りである。第1に、いじめを集団内におけるルールとの関係でとらえている先行研究（竹川 1993, 赤坂 1995, 村瀬 1996, 森田 2010, 加野 2011 など）と整合性をとりつつも、いじめの原因の一端を被害者に帰する必要がなくなるからである。ラベリング理論によれば、逸脱とは人間の行為の性質ではなく、ある行為に対する他者の反作用の結果である。そのため、逸脱者とされた者が文字通り集団内規則に違反したと仮定する必要は、必ずしもない。

第2に、いじめ加害者（否定的ラベルを付与する側）といじめ被害者（否定的ラベルを付与される側）との相互作用を踏まえた分析が可能になるからである。それにより、「いじめ集団の四層構造論」で想定されてきた、いじめに対して無力で無抵抗な受動的いじめ被害者像を乗り越えることが可能になる。

第3に、いじめ加害者の私的利害に着目した分析が可能になるからである。ラベリング理論では、法的規則の執行が選別的になされる可能性を指摘しており、執行者の私的利害が執行を必然的にするとしている。このことを踏まえ、いじめ加害者を集団内規則の執行者と仮定するならば、彼らが規則を執行し、いじめ被害者を意図的に作り出すことにより、どのような利益を享受するのか、ということを検討する必要がある。いじめ加害者の私的利害については、「いじめ集団の四層構造論」とは幾分重なりつつも異なる形で展開してきた近年の研究でも注目されている（内藤 2001・2007, 2009, 森口 2007, 土井 2008 など）。ただし、これらの研究には、その妥当性を示す実証的証拠に乏しいという課題がある。そのため、いじめ加害者の私的利害に着目した実証的分析を行うことの学問上の意義は、大きいと言える。

本研究によって得られた主要な知見は、次のように要約されよう。第1に、特別活動（学級活動や学校行事）の機会を通じて子ども間の協力性を育むことが、いじめが起きにくい学級集団づくりにおいて重要である、ということである（第1章）。

第2に、被害者が過去のいじめ体験によって受けた心の傷を回復する上で、現在所属している学級集団への適応、とりわけ対人関係面での適応が大きな鍵となる、ということである（第2章）。

第3に、「いじめ集団の四層構造論」ではいじめに対して無力で無抵抗な受動的いじめ被害者像が想定されていたが、いじめ被害者の多くは自身に付与された否定的ラベルを「修正」し

ようと試みる能動的存在である、ということである（第3章）。

第4に、学級集団のあり様が加害者によるいじめ行為の正当化を促進ないしは抑制する可能性が示唆された、ということである（第4章）。

第5に、いじめのエスカレート化（形態面での変化と規模の拡大）の問題を考えるにあたり、いじめをした理由や加害者の私的利害（いじめが楽しくなったり、被害者を服従させることで気分がよくなったり、加害者同士で連帯感を感じるようになる）に着目することが重要である、ということである（第5章）。

第6に、学級集団のあり様が加害者側に様々ないじめの口実を与えるきっかけになるとともに、いじめをすることの利益を実感させるきっかけとなる可能性がある、ということである（第5章）。

第7に、「いじめ集団の四層構造論」では傍観者がいじめ抑止のキーパーソンと考えられているが、実際のいじめ場面において傍観者がそのような存在となるケースは少ない、ということである（第6章）。

第8に、所属しているクラスに否定的なイメージを抱いていることが、傍観者の被害者への援助抑制理由に無視できない影響を及ぼしている、ということである（第6章）。

第9に、教師に反感を抱いている場合や非行傾向にある場合に、「被害者側に非があるから」という理由や「いじめを見るのが楽しいから・面白いから」という理由からいじめを傍観する傾向にある、ということである。これらの理由は、いじめ傍観理由のなかでも特に問題視すべき理由と言える（第6章）。

以上を踏まえると、学級におけるいじめ発生のメカニズムは、次のように説明できるであろう。学級が無秩序な状態にある場合、子どもたちは自身の私的な利害にもとづき、いじめのターゲットを意図的に作り出そうとする。その際、加害者は周囲からの反感を避けるため、いじめ行為の正当性を訴え、周囲の理解を得ようとする。このような加害者側の画策により、被害者は徐々に無力化されていき、被害者側によるいじめへの抵抗の試みは無効化されるとともに、いじめを目撃している子どもたちからの助けを得ることも難しくなる。加害者の私的な利害は、当初から加害者側に意識されていることもあるが、いじめを続けていくなかで、より一層強く意識されるようになる。その結果、いじめ行為に歯止めがかからなくなり、いじめはエスカレートすることになる。

次に、本研究によって得られた知見をもとに、「いじめ集団の四層構造論」において見逃されていた点を整理するとともに、「いじめ集団の四層構造論」の限界について述べることにしたい。まずは、「いじめ集団の四層構造論」において見逃されていた点についてである。第1に、先行研究により「いじめ集団の四層構造論」において教師の存在感が希薄であることが課題として指摘されている（菅野 1986, 前島 2004, 山岸 2019, 澤田ほか 2022 など）が、教室におけるいじめを防止する上で教師が果たし得る役割が示された、ということである（知見の第1の点）。

第2に、「いじめ集団の四層構造論」は個々の学級集団によって異なる学級集団の特性に着目することの重要性を唱えたが、学級集団の特性は学級におけるいじめの発生状況を左右するだけでなく、被害者が過去のいじめ体験によって受けた心の傷を回復する上でも重要であることが示された、ということである（知見の第2の点）。

第3に、学級集団の特性は、いじめの発生を左右するだけでなく、すでに発生しているいじめへの抑止力とも密接に関連している、ということである（知見の第8の点）。

これら3点については、学級集団特性に着目することによって明らかとなったことではあるものの、いずれも「いじめ集団の四層構造論」において見逃されていた点である。

次に、「いじめ集団の四層構造論」の限界についてである。本研究では、「いじめ集団の四層構造論」の課題を3つ設定した（序章の第4節）が、これらを換言すれば、学級集団特性の影響を過度に強調するあまり、いじめをめぐる個々の子どもたちへの着目が不十分であった、ということになる。このことを踏まえ、本研究では、被害者や加害者、傍観者（観衆を含む）のそれぞれに着目した分析を行った。その結果、①いじめ被害者の多くは、自身に付与された否定的ラベルの「修正」を試みる能動的な存在であること（知見の第3の点）、②いじめのエスカレート化の問題を考えるにあたり、加害者の私的利害（いじめが楽しくなったり、被害者を服従させることで気分がよくなったり、加害者同士で連帯感を感じるようになる）に着目することが重要であること（知見の第5の点）、③傍観者がいじめ抑止のキーパーソンとなるケースは少ないこと（知見の第7の点）、④子どもたちが逸脱傾向にある場合、悪質な理由からいじめを傍観する傾向にあること（知見の第9の点）、などが明らかとなった。これらの知見は、「いじめ集団の四層構造論」の枠組みにとらわれているだけでは得られなかったものである。

また、いじめをめぐる個々の子どもたちに着目した分析を行ったことにより、①学級集団のあり様が加害者によるいじめ行為の正当化を促進ないしは抑制する可能性があること（知見の第4の点）、②学級集団のあり様が、加害者側に様々ないじめの口実を与えるきっかけになるとともに、いじめをすることの利益を実感させるきっかけとなる可能性があること（知見の第6の点）、などが明らかとなった。これらの知見は、学級集団特性といじめの発生状況を媒介する要因の一端を示すものであると言える。「いじめ集団の四層構造論」では、この点についての検討が不十分であった。そのため、学級集団特性がいじめの発生状況を左右するメカニズムの解明についても、「いじめ集団の四層構造論」の枠組みにとらわれているだけでは限界があると言わざるを得ないであろう。

以上を踏まえると、「いじめ集団の四層構造論」を更新したり、乗り越えたりするためには、いじめをめぐる子どもたち個々人（被害者、加害者、観衆・傍観者）と学級集団特性とを統合したモデルにもとづき、調査研究を行っていく必要があると言えるだろう。それでは、具体的にどのような分析モデルが想定されるであろうか。この点について考えるにあたり、中井（1997）は大いに参考になろう。中井は、いじめの過程を「孤立化」「無力化」「透明化」の三段階に分けて、それぞれについて論じている。「孤立化」とは、被害者にいじめから立ち直る機会を与えず、持続的にいじめの対象とするために、被害者を孤立させる段階のことである。この段階における加害者の作戦としては、①誰かが標的となったことを周知し、周囲の者に被害者から距離をとることを促す、②被害者がいかにいじめられるに値する人間なのか、ということ周囲にPRする、などがあげられる。「無力化」とは、被害者に反撃は一切無効であることを知らしめ、被害者からいじめに抵抗する気力を奪う段階のことである。この段階において、加害者は被害者に、①被害者が反撃した場合には、加害者による過剰な暴力を受けること、②その際に、誰も被害者の味方になってくれないこと、を繰り返し経験させることによ

り、被害者を屈服させる。「透明化」とは、いじめが周囲のものに見えなくなっていく段階のことである。つまりは、いじめが行われていても、そのことが周囲の者にとって当たり前かつ自然な光景となり、周囲の者の関心が失われていく段階である。この段階になると、被害者の世界は極めて狭いものとなり、被害者にとって加害者との対人関係がほとんど唯一の対人関係となるため、被害者は加害者に感情的にも隷属するようになる。

このような分析モデルを採用して調査研究を行うのであれば、研究上の課題としては、「孤立化」「無力化」「透明化」という三つの段階への移行を促す要因を、学級集団特性と子どもたちの意識や行動との関連を踏まえた上で検討していくことなどが考えられよう。

最後に、本研究の課題を4つほど示し、本研究を締めくくるとして、第1の課題は、本研究の調査対象が必ずしも母集団を代表としたものにはなっていない、ということである。いじめに関する調査を行なうにあたり、学校現場の協力を得ることは極めて難しい。このことは、本研究においても例外ではなかった。本研究の調査対象者は、調査に協力してくれた学校の児童・生徒に限定されている。そのため、本研究は事例研究的な意味合いが強く、本研究で得られた結果にどこまで妥当性があるのか、という点については課題が残る。

その一方で、近年では、TIMSSやPISAなどの大規模データを用いた研究が一部で行われるようになってきている（古田 2017, 中原 2021, 須藤 2022, 相澤・池田 2022 など）。例えば、古田（2017）は、TIMSSの2011年調査の日本における中学2年生のデータを用いた分析を行い、①男性は女性よりもいじめ被害を表明する傾向にあること、②学力が高い者はいじめ被害にあいにくい一方で、出身階層が高い者はいじめ被害を受けやすいこと、③子どもたちの出身階層が多様な学級ほど、いじめ被害が相対的に多い学級になりやすいこと、などを明らかにしている。また、中原（2021）は、TIMSSの2003・2007年調査における日本の小学4年生のデータを用いた分析を行ない、移民的背景のある児童は「日本人」児童よりもいじめ被害を経験しやすいこと、などを明らかにしている。同様に、須藤（2022）は、TIMSSの2015・2019年調査の日本の小学4年生のデータを用いた分析を行ない、外国にルーツのある児童がいじめを受けやすい傾向にあること、などを明らかにしている。さらに、相澤・池田（2022）は、PISAの2018年データを用いて、男女別学あるいは男女共学のなかでいじめ反対意識に違いが見られるのかどうかを、日本・韓国・イギリス、オーストラリアの4ヶ国で比較している。その結果、男子の方がいじめを容認する傾向にあることは4ヶ国で共通している一方で、日本の男子校男子および共学校男子では、他の3カ国と比較していじめ反対意識が低い傾向にあること、などを明らかにしている。

ただし、TIMSSやPISAは国際的な学力調査であることから、いじめに関する項目が一部に限られており、自ずと分析できることにも限界があることに留意する必要がある。

第2の課題は、本研究で用いたデータがいずれも横断的調査にもとづくデータである、ということである。中澤（2012）が指摘しているように、パネル調査には莫大なコストや手間が必要とされる一方で、①回答の信頼性が得られる、②因果効果をより正確に推定できる、などの大きな利点がある。そのため、今後はパネル・データを用いた分析を行うことにより、“どのようなメカニズムによりいじめが生じるのか”という点について、より精確な分析を行っていく必要がある。

第3の課題は、子どもたちの発達段階を踏まえた分析がなされていない、ということであ

る。先行研究により、子どもたちの発達段階によって、いじめに対する認識が異なることが確認されている（笠井 1998, 三藤ほか 1999 など）。また、橋本（1999）は大学生と高校生を対象としたインタビュー調査をもとに、小学校時から中学校時にかけて、いじめをめぐる集団の構造が変容することなどを明らかにしている。これらの先行研究に鑑みれば、子どもの発達段階によって、いじめの具体的様相やいじめをめぐる子どもたちの意識や行動も異なってくる可能性がある。今後は、子どもたちの発達段階を踏まえた分析を行うことにより、学年や学校段階によって子どもたちのいじめへの関わり方に違いが見られるのか、などの点について詳しく検討する必要があるだろう。

第4の課題は、「いじめ集団の四層構造論」には本研究で検討した以外の課題が残されている、ということである。「いじめ集団の四層構造論」における残された課題としては、次のようなことがあげられよう。1つは、いじめのあり様は男子仲間集団と女子仲間集団とで共通する部分がありつつも、異なる部分もあると考えられるが、この点について「いじめ集団の四層構造論」では十分に検討されていない、ということである。換言するならば、男子仲間集団におけるいじめと女子仲間集団におけるいじめとは区別されることなく、半ば同一視されているという課題である。もう1つは、いじめの場を学級に限定してきた、という課題である。日本のいじめ研究の大半は、学級集団におけるいじめに着目してきた。このことは日本のいじめの主たる発生場所を考えた場合に誤りであるとは決して言えないものの、学級以外の場所におけるいじめに対する無関心を引き起こしたとも言える。こうした状況のなか、山口（2013）は、20代男性への半構造化インタビューをもとに、中学校の「非行集団」における暴力被害の事例を、異年齢の生徒集団における「通過儀礼」としての暴力という観点から検討している。また、山口（2013）は、児童養護施設におけるフィールドワークをもとに、児童養護施設における児童間暴力発生の際の文脈を、施設における児童集団の仲間文化という観点から検討している。さらに、三品（2019）は、児童養護施設におけるフィールドワークをもとに、施設における児童間の身体的暴力を、男性性的一种である「男子性」との関連から検討している。これら中学校の「非行集団」における暴力や児童養護施設における児童間の暴力と、学級集団におけるいじめとの共通点や相違点は何なのか。また、これらの暴力を「いじめ集団の四層構造論」により分析・解釈することは可能なのか。これらの点についても、今後検討していくことが求められよう。

引用・主要文献

相澤真一・池田大輝 2022, 「別学と共学の違いから見る男女のいじめに対する意識の計量分析—PISA2018 データを用いた日韓英豪四ヶ国比較—」『教育学研究』第89巻第4号, 670-682頁。

赤坂憲雄 1995, 『排除の現象学』筑摩書房。

坂西友秀 1995, 「いじめが被害者に及ぼす長期的な影響および被害者の自己認知と他の被害者認知の差」『社会心理学研究』第11巻第2号, 105-115頁。

Becker, H.S. 1963, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, Free Press (=1978 村上直之訳『アウトサイダーズ—ラベリング理論とはなにか』新泉社)。

- 土井隆義 2008, 『友だち地獄—「空気を読む」世代のサバイバル—』筑摩書房。
- Farrington, D. P. 1993, "Understanding and preventing bullying." In M. Tonny, & N. Morris (Eds.), *Crime and justice*, 17. Chicago: University of Chicago Press, pp.381-458.
- 藤田英典 1997, 『教育改革—共生時代の学校づくり—』岩波書店。
- 古田和久 2017, 「学級集団の特徴といじめの構造—いじめ対策にむけた特別活動指導の観点—」『新潟大学教育学部研究紀要』第9巻第2号, 207-216頁。
- 橋本摂子 1999, 「いじめ集団の類型化とその変容過程—傍観者に着目して—」『教育社会学研究』第64集, 123-142頁。
- 宝月誠 1990, 『逸脱論の研究』恒星社厚生閣。
- 伊藤茂樹 2014, 『「子どもの自殺」の社会学—「いじめ自殺」はどう語られてきたのか—』青土社。
- 加野芳正 2011, 『なぜ、人は平気で「いじめ」をするのか?—透明な暴力と向き合うために—』日本図書センター。
- 笠井孝久 1998, 「小学生・中学生の『いじめ』認識」『教育心理学研究』第46巻第1号, 77-85頁。
- 香取早苗 1999, 「過去のいじめ体験による心的影響と心の傷の回復方法に関する研究」『カウンセリング研究』第32巻第1号, 1-13頁。
- 河村茂雄・武蔵由佳 2008, 「学級集団の状態といじめの発生についての考察」『教育カウンセリング研究』第2巻第1号, 1-7頁。
- 北澤毅 2015, 『「いじめ自殺」の社会学—「いじめ問題」を脱構築する—』世界思想社。
- 北澤毅・間山広朗編 2021, 『囚われのいじめ問題—未完の天津市中学生自殺事件—』岩波書店。
- 越川葉子 2017, 「『いじめ問題』にみる生徒間トラブルと学校の対応—教師が語るローカル・リアリティに着目して—」『教育社会学研究』第101集, 5-25頁。
- 黒川雅幸・大西彩子 2009, 「準拠集団規範がいじめ加害傾向に及ぼす影響—準拠枠としての仲間集団と学級集団—」『福岡教育大学紀要』第58号第4分冊, 49-59頁。
- 前島康男 2004, 「いじめ問題と教師」『日本教師教育学会年報』13巻, 21-26頁。
- Matza, D. 1964, *Delinquency and Drift*, John Wiley, New York.
- 間山広朗 2002, 「概念分析としての言説分析—『いじめ自殺』の<根絶=解消>へ向けて—」『教育社会学研究』第70集, 145-163頁。
- 間山広朗 2011, 「いじめの定義問題再考—『被害者の立場に立つ』とは—」北澤毅編『<教育>を社会学する』学文社。
- 三品拓人 2019, 「児童養護施設における子ども間の身体的な暴力の社会的検討—施設名における『男子性』の凝縮に着目して—」『フォーラム現代社会学』第18号, 74-87頁。
- 三藤祥子・笠井孝久・濱口佳和・中澤潤 1999, 「いじめ行為の評価と分類」『千葉大学教育実践研究』第6号, 191-200頁。
- 文部省 1984, 『児童の友人関係をめぐる指導上の諸問題（小学校生徒指導資料3）』。

- 森口朗 2007, 『いじめの構造』新潮社。
- 森本幸子 2004, 「過去のいじめ体験における対処法と心的影響に関する研究」『心理臨床学研究』第22巻第4号, 441-446頁。
- 森田洋司・清永賢二 [1986]1994, 『新訂版 いじめ—教室の病い—』金子書房。
- 森田洋司 1999, 『現代型』問題行動としての『いじめ』とその制御」宝月誠編『講座社会学逸脱』東京大学出版会, 85-120頁。
- 森田洋司・滝充・秦政春・星野周弘・若井彌一編 1999, 『日本のいじめ—予防・対応に生かすデータ集—』金子書房。
- 森田洋司監修 2001, 『いじめの国際比較研究—日本・イギリス・オランダ・ノルウェーの調査分析』金子書房。
- 森田洋司 2010, 『いじめとは何か—教室の問題、社会の問題—』中央公論新社。
- 元森絵里子 2015, 『子ども』の意志・教育の責任—民事判例に見る『いじめ自殺』をめぐる意味論の現在—『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』145号, 83-135頁。
- 村瀬学 1996, 「いじめ」栗原彬編著『講座 差別の社会学 第1巻 差別の社会理論』弘文堂, 276-294頁。
- 内藤朝雄 2001, 『いじめの社会理論—その生態学的秩序の生成と解体—』柏書房。
- 内藤朝雄 2007, 『<いじめ学>の時代』柏書房。
- 内藤朝雄 2009, 『いじめの構造—なぜ人が怪物になるのか—』講談社。
- 中原慧 2021, 「移民的背景といじめ—TIMSSを用いた実証的分析—」『京都社会学年報』第29号, 25-47頁。
- 中井久夫 1997, 『アリアドネからの糸』みすず書房。
- 中澤渉 2012, 「なぜパネル・データを分析するのが必要なのか—パネル・データ分析の特性の紹介—」『理論と方法』27巻1号, 23-40頁。
- Olweus, D. 1992, *Bullying at School: What We Know and What We Can Do*, Oxford: Blackwell Publishers (=1995, 松井賚夫・角山剛・都築幸恵 訳『いじめ—こうすれば防げる』川島書店)。
- 澤田涼・藤川寛之・古殿真大・内田良 2022, 「四層構造論における教師の位置関係の再考—中学生によるいじめ相談に着目して—」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』第69巻第2号, 147-158頁。
- Seidman, D. and Couzens, M. 1974, “Getting the Crime Rate Dawn: Political Pressure and Crime Reporting,” *Law and Society Review*, vol.8(3) (Spring), pp.457-493.
- 芹沢俊介 2007, 『「いじめ」が終わるとき—根本的解決への提言』彩流社。
- 週刊少年ジャンプ編集部編 1995, 『ジャンプいじめリポート—1800通の心の叫び—』集英社。
- Smith, Peter. K. and Sharp, Sonia (Eds) 1994, *School Bullying: Insights and Perspectives*, London, UK: Routledge (=1996 守屋慶子・高橋通子監訳『いじめととりくんだ学校—英国における4年間にわたる実証的研究の成果と展望—』ミネルヴァ書房)。
- Smith, P. K. 2014, *Understanding School Bullying: Its Nature and Prevention Strategies*, Sage Publications, London, UK (=2016 森田洋司・山下一夫総監修 葛西真記子・金網知征監訳『学校におけるいじめ—国際的に見たその戦略と取り組みへの戦略—』学事出版)。

- Spector, M. and J. I. Kitsuse, 1977, *Constructing Social Problems*, Menlo Park, Calif: Cummings Publishing (=1990 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築—ラベリング理論をこえて—』マルジュ社。
- 須藤康介 2022, 「外国にルーツを持つ児童のいじめ被害の傾向—全国レベルの量的把握と時系列比較—」『生徒指導学研究』第 21 号, 46-54 頁。
- 菅野盾樹 1986, 『いじめ—学級の人間学—』新曜社。
- 杉原一昭・宮田 敬・桜井茂男 1986, 「『いじめっ子』と『いじめられっ子』の社会的地位とパーソナリティ特性の比較」『筑波大学心理学研究』8 号, 63-71 頁。
- 住田正樹 2007, 「いじめのタイプとその対応」『放送大学研究年報』第 25 号, 7-21 頁。
- Sykes, G. M. and Matza, D. 1957, “Techniques of Neutralization: A Theory of Delinquency,” *American Sociological Review*, vol.22(6), pp.664-670.
- 高木修 1986, 「いじめを規定する学級集団の特徴」『関西大学社会学部紀要』第 18 巻第 1 号, 1-29 頁。
- 滝充 1992, 「“いじめ”行為の発生要因に関する実証的研究—質問紙法による追跡調査データを用いた諸仮説の整理と検証—」『教育社会学研究』第 50 集, 366-388 頁。
- 滝充 1996, 『「いじめ」を育てる学級特性—学校がつくる子どものストレス—』明治図書。
- 竹川郁雄 1993, 『いじめと不登校の社会学—集団状況と同一化意識—』法律文化社。
- 詫摩武俊 1984, 『こんな子がいじめる, こんな子がいじめられる』山手書房。
- 知念涉 2018, 『<ヤンチャな子ら>のエスノグラフィー—ヤンキーの生活世界を描き出す—』青弓社。
- 梅田崇広 2018, 「<いじめ>をめぐる語りの構築過程—流動的な語りから語り的一元化へ—」『教育社会学研究』第 103 集, 69-88 頁。
- 山岸竜治 2019, 「『いじめの四層構造』を描いたのは誰か—いじめにおける教師の位置に関する考察—」『社会臨床雑誌』第 26 巻第 3 号, 82-88 頁。
- 山口季音 2013, 「『被害者』による暴力の肯定的な受容に関する考察—異年齢の生徒集団における『通過儀礼』としての暴力—」『教育社会学研究』第 92 集, 241-261 頁。
- 山口季音 2013, 「児童養護施設の児童集団における暴力と仲間文化—施設でのフィールドワークから—」『子ども社会研究』19 号, 77-89 頁。
- 山本雄二 1996, 「言説的实践とアーティキュレーション—いじめ言説の編成を例に—」『教育社会学研究』第 59 集, 69-88 頁。
- 山崎森 1985, 『いじめの構図』ぎょうせい。
- 柳治男 2005, 『<学級>の歴史学—自明視された空間を疑う—』講談社。